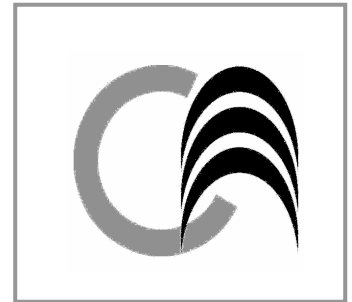


(株)日本廃棄物管理機構は毎月 15 日に廃棄物処理に関わる情報を JAAO 会員の皆様にメールでお届けしています。

- 行政処分情報を収集・分析する JAAO から問題提起！同じ理由なのに自治体によって厳しい行政処分が下されるケースを紹介。複数自治体で事業を営む処理業者にとってコンプライアンス基準をどこに置くか、判断が難しい状況は問題だ。
- 販売事業者に対する規制だが、愛知県が導入する再生品販売に際しての、事前届出と安全性審査の制度を紹介。相次ぐ再生品がらみの不祥事が発端となった制度。
- バブコメ終了段階の山口県の排出事業者責任強化をねらった条例改正(案)にも注意が必要。



### 『行政処分録書 2007』より

## 同じ理由なのに異なる行政処分が発動された事例を考える

2007 年に行われた行政処分の中から、同じような処分理由でも異なった行政処分が行われた次の事例を考えてみよう。まず、次の 2 例を比較して欲しい。

【許可主体】 島根県  
【処分日】 平成 19 年 9 月 12 日  
【被処分者】 住所 島根県出雲市.....  
名称 有限会社 KB 工務店  
【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の全部停止 45 日間  
【処分理由】 被処分者が、平成 19 年 5 月に産業廃棄物処分業の許可を受けずにがれき類 90 トンの処分を受託し埋立処分を行ったため。

【許可主体】 山口県  
【処分日】 平成 19 年 10 月 1 日  
【被処分者】 住所 山口県宇部市.....  
名称 有限会社 SK 建設  
【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の許可取消  
【処分理由】 被処分者は、産業廃棄物処分業の許可を取得していないにもかかわらず、平成 19 年 5 月 8 日から 5 月 30 日までの間、漁港内で廃漁船の廃プラスチック類を破砕処分した。このことは、法第 14 条第 6 項の違反行為である「産業廃棄物処分業無許可営業」に該当する。

これら事例は、法第 25 条第 1 項第 1 号の収集運搬および処分に関する無許可営業に該当し、違反した場

合、業許可取消処分に相当する。ところが、前者は事業停止処分であった。如何なる理由があつて業許可取消に至らなかったのであろうか？

KB 工務店(島根県)の件は、外部通報者から、KB 工務店が墓石業者から依頼された墓石を破砕し埋立てた行為について、県廃棄物対策課に通報されたことで発覚した。処分理由にはないが、埋立自体も「みだりに投棄」に該当する。つまり、この事例の問題は、破砕許可だけでなく埋立処分許可もない点にある。本来の処分は、無許可営業と不法投棄であり、廃棄物処理法上は収集運搬業取消処分が妥当となる。しかし、管轄行政は、KB 工務店が、行政の指導後、速やかに適正処理を行ったので軽減措置を適用して 45 日間の事業停止に留めたとのことであった。

一方、山口県は、淡々と行政処分の指針に沿った対応を行っているが、山口県のケースはむしろ異例である。前者と同じ事例は、宮城県でも見られた。宮城県の説明も島根県と大同小異であり、該当期間に無許可処理した処分量が少ないこと、また、処分が適正に処理されていたことから、業許可取消ではなく事業停止にしたとしている。本来、業許可取消処分に該当する事由に軽減措置が認められるのであろうか？

事業停止と許可取消は、天と地ほどの差がある。同じような処分理由で、自治体により異なった行政処分が行われては、業許可を受けた業者は何を判断基準とするのか、その拠り所がなくなってしまう。行政処分を出す自治体は、他の自治体が行った過去事例を検討して自らの判断を下す程度の努力を行って欲しい。

＜木川 仁＞

注：この記事は、もうすぐ公開予定の『行政処分録書 2007』の一部を抜粋して紹介するものです。全国 107 (平成 20 年 5 月現在) の自治体が発動する廃棄物処理法における行政処分について、傾向分析及び問題提起を行っていきます。

**地方自治体の新たな規制 ①****愛知県 リサイクル品の環境安全性を事前審査  
～再生資源の適正な活用に関する要綱策定～**

平成 20 年 4 月 25 日、愛知県は、「再生資源の適正な活用に関する要綱」を策定し、この要綱に基づいた「再生資源活用制度」を同年 7 月 1 日から開始する。

この制度は、産業廃棄物又は製品の製造過程で生じる副産物、及びそれらを原材料として製造された再生品（同県内で発生、製造したものに限り）を販売する事業者が、販売前に県に届出をし、県が環境安全性を審査するというものである。審査で有害であると判断された場合には県が指導・助言を行うが、販売事業者がそれに対応しない場合には、廃棄物として扱う。

ただし、廃棄物処理法などの個別の法令により、再生品としての指定・認定等を受けている場合や、再生資源の適正な活用が行われると知事が確認した業界団体の指針に従って団体加入者により製造・管理されている場合などについては届出不要となる。主な届出事項は、再生の方法、保管の方法、環境安全性に係る性状の管理方法、販売の方法のほか、土壌環境基準等に適合していることを明らかにする書類などである。また、届出後も再生品等の定期的な分析結果や販売数量、販売価格、運搬経費等の記録を 5 年間保存しなければならない。現在販売している製品も対象で、平成 20 年 7 月 31 日までに届出が必要である。

同県ではフェロシルトの問題や、JAAO Flash 第 2 号（2007 年 10 月）にも取り上げたが、県が認定した鉄鋼スラッグのリサイクル製品の土壌汚染問題等、リサイクル製品と称して生活環境保全上の問題を生じる事案が近年相次いでいた。今回の制度は、このような状況を受けての全国に先駆けた措置であるが、同様の問題は全国的に発生している。今後、同様の問題を抱えた自治体を中心に、類似の制度が広がっていく可能性がある。

＜西本 周平＞

**地方自治体の新たな規制 ②****山口県  
循環型社会形成推進条例一部改正(案)の行方**

山口県では、県外からの産業廃棄物処理の扱いについて条例改正を行うべく準備を進め、改正案のパブコメ期間が先月（3 月 17 日～4 月 16 日）終了したところである。

県外の処理業者に産廃を処理委託する際、皆さんもご存知の通り、排出事業者側で該当自治体に事前協議や届出など手続きが必要となる場合がある。

山口県の現行制度では、県内処分業者に限り、県外産廃搬入前に届出義務を課してきた。改正案では、県内処分業者に県外処分計画書の提出を義務化するとともに、県外の排出事業者にも搬入前の届けを行わせることとした。

さらに、排出事業者への努力義務として、画像や GPS 等電子システムを利用しての、発生から最終処分までの一連の処理行程の確認を提案している。

排出事業者責任強化としては、廃棄物処理法の平成 12 年改正にて、最終処分までの確認が義務づけられた。今回、努力義務ではあるものの、確認の方法まで明記して義務化しようとする条例案が出たのは、今までにないことである。

最終処分までの一連の処理行程確認の仕組みづくりには、排出事業者のみならず、処理業者の協力、連携が必要ではないだろうか？山口県担当者に電話で照会したところ、改正案が施行されるのは来年度なるとのことだった。

＜小西 道子＞

**◆編集後記◆**

JAAO の定点観測サービス（行政処分状況チェック）は順調な伸びを示しています。そこで集めた行政処分情報を活用した分析を、公刊予定の『緑書』はじめ、JAAO Flash でも取り上げています。地方自治体の新規制は、予定段階も含めて紹介しました。取り上げて欲しいテーマ等あれば、是非下記アドレスまで。

㈱日本廃棄物管理機構  
〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-4 関内 ST ビル 8 階  
Tel:050-5526-1728 Fax:045-663-4586  
発行: 佐野 敦彦  
編集: 七田 佳代子 E-mail: [shichida@o3c.jp](mailto:shichida@o3c.jp)